

I. 序論

本論文は、2012年12月より施行された協同組合基本法によって設立された協同組合が、誰によってどのような目的で設立されたか、そして、協同組合のアイデンティティーを守っているか否かについて究明することを主要な目的とする。協同組合の設立主体と目的は非常に多様でありうるが、協同組合に対する所有者の特性とかれらが直面した支障の特性によって、これらの協同組合を一定の範疇に類型化できる（Hansmann, 1996；Birchall, 2011；Zamagni, 2012；チャン・ヂョンイク, 2014b, 2015）。こうした類型化は、協同組合の成功を促進する機軸の具体化において少なくない助けになる。たとえば、伝統的な生活必需品の共同購買消費者協同組合が、独寡占の横暴によって経済的被害をうけた消費者によって諸々の地域に設立されたとき、それらの協同組合は、事業的に連合するのみではなく自己自身に特化され適用されうる協同の規則を開発し拡散していき、失敗の確率を低下させることに寄与する。伝統的に消費者協同組合連合会、農業協同組合連合会、信用協同組合連合会、労働者協同組合連合会が代表的な類型として、副次的に医療協同組合連合会、住宅協同組合連合会等が発展して来ており、最近では社会的協同組合連合会が登場しているが、協同組合基本法によって設立された協同組合はいかなる種類の姿であらわれており、いかなる運営上の支障を有しているかを把握することは、韓国における協同組合の実践的・政策的な研究において少なくない意味を有している。

基本法によって設立された協同組合を分析した文献は、近年、多様な学問分野においてあらわれているが、大きく三つに分けてみることができる。第一に、新設された協同組合の設立推移、特徴、その設立の背景を分析した文献である。たとえば、チャン・ヂョンイク（2014）は、新設協同組合の類型中において事業者協同組合の比重が非常に大きい点に関心を持ち、このような事業者協同組合が自営業者と小企業家によって設立されていることを確認しその背景を分析した。チャン・ヂョンイク（2015）とJang（2017a）は、新設された協同組合の類型中、事業者協同組合に対する細部的なデータを分析し、フリーランサーが設立した協同組合の事例を発見して、こうしたフリーランス型協同組合の伝統的な事業者協同組合や労働者協同組合とは異なる特性を分析した。ハン・シンガップ（2016）は、組織生態学の観点から、2015年5月までにソウル市に設立された協同組合に関する企画財政部の公開されたデータを分析して、協同組合組織群の構成様相と形成推移を調べた。特にかれは類型別協同組合の設立推移を分析して、事業者協同組合は増加趨勢が止んだ反面、その他の協同組合は少数ではあるがまだまだ増加趨勢にあると評価した。クォン・ソンムン他（2016）は、首都圏において協同組合設立が活発な地域の空間的特性を分析した。そして、Jang（2017b）は、協同組合基本法によって設立された協同組合およびその生態系が韓国の政府統制型協同組合の経路を変化させ社会的経済セクターの地平にも影響を与えるだろうと分析した。

第二に、特定分野において設立された協同

組合の登場と特性を分析した諸文献が増えて
いる。たとえば、キム・ランス（2015）は、
新設された住宅協同組合の事例別特徴を分析
し、カン・チョルフィ他（2016）は、韓国タ
クシー協同組合の事例を設立前と設立後の特
徴を中心に分析した。オ・ハナ他（2013）は、
ソウルと京畿地域の共同育児協同組合の参加
者に対する設問調査を利用して参加者たちの
満足度を分析した。

第三に、協同組合の成果、すなわち成功と
失敗に及ぼす要因に関心をもつ研究者たちも
増えている。イム・ヂュニョン（2015）は、
光州広域市の休眠状態にある協同組合の失敗
原因をインタビューの方法を通じて分析し
た。パク・サンソン他（2015）は、新設され
た協同組合を対象に設問調査をし、供給網
〔supply chain：訳者〕における協力の実行
が協同組合の成果に影響をおよぼすか否か分
析した。シン・ミョンホ他（2013）は、原州
地域の協同組合のうち二つの協同組合の事例
の分析を通じて、原州社会的経済ネットワー
クが新しい協同組合の成功と持続可能性に肯
定的な影響をおよぼす側面を浮き彫りにし
た。同様にキム・ボクテ他（2016）は、首都
圏地域の協同組合を対象とした設問調査デー
タを回帰分析し、協同組合のネットワーク多
様性が、組織の資金調達における成果と市場
への参与と進入における成果に影響をおよ
ぼすか否か検証した。

本論文は、第一にあげた研究文献の流れの
延長線上において、新設協同組合の特性を分
析する。新設協同組合は誰がいかなる目的で

設立し、これをいかに類型化できるか、こう
した新設協同組合の特性が韓国内外における
既存の協同組合の類型といかなる類似性また
は差別性を有しているかを明らかにすること
を第一の目的とする。この目的のため、企画
財政部ホームページ内の協同組合サイトにお
いて入手可能な協同組合の設立データと2015
年の協同組合実態調査中ソウル地域の原デー
タを分析する。第二に、本論文は企画財政部
の協同組合サイトに掲示されている協同組合
の経営公示資料を分析して協同組合のアイデ
ンティティーと関連した問題点を抽出し整理
する。このような二つの研究作業から導出さ
れた結果を土台として、協同組合のアイデ
ンティティーの定立と協同組合の主体および設
立目的に適合した支援のための、制度的・政
策的改善方案を提示する。

Ⅱ. 協同組合基本法による協同組合の 設立推移

2012年12月1日から施行された協同組合基
本法によって設立された協同組合の総数は4
年目に1万を超えた（表1参照）。協同組合
設立時点の基準によって推定すると、約12万
余名の市民が1,600億ウォン〔10ウォン≒1
円：訳者〕余りを出資してみずから設立し
たのである²。協同組合基本法によれば、一般
協同組合は申告の対象であり社会的協同組合
は認可の対象として明示されている。また、
一般協同組合は、企画財政部の業務指針に明
示された概念規定によって、事業者協同組
合、職員協同組合、消費者協同組合、多重利

2 この推定値は企画財政部ホームページ中、協同組合のサイトに掲示された協同組合設立現況のエクセルファイルから推計したもの。2015年から設立組合員数と出資金額が公開されていないことにより2014年までの推計値を基礎に推定した。

表1 協同組合基本法によって設立された協同組合の類型別組合数累計の推移

	事業者 協同組合	職員 協同組合	消費者 協同組合	多重利害 関係者 協同組合	社会的 協同組合	連合会	合計
2013年11月	1,909 62.7%	225 7.4%	208 6.8%	601 19.7%	102 3.3%	10	3,045 100.0%
2014年11月	4,380 76.1%	228 4.0%	173 3.0%	771 13.4%	207 3.6%	30	5,759 100.0%
2015年11月	5,993 72.7%	357 4.3%	254 3.1%	1,276 15.5%	362 4.4%	47	8,242 100.0%
2016年11月	7,304 70.6%	433 4.2%	326 3.2%	1,699 16.4%	582 5.6%	56	10,344 100.0%

註：韓国企画財政部の告示に基づいた協同組合類型分類による集計値

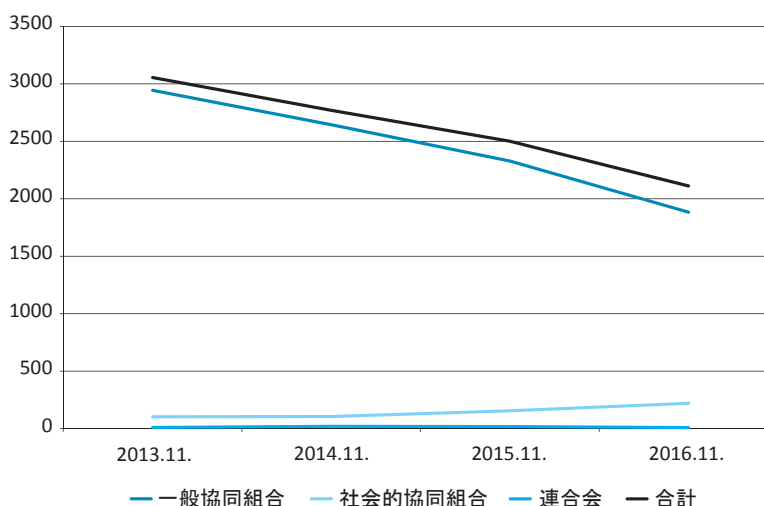
出処：韓国企画財政部協同組合統計（www.coop.go.kr）

害関係者協同組合等として、類型を選択して申告するようになってきている。こうした類型によれば、2016年11月末基準で、事業者協同組合の比重が70.6%で最も高く、多重利害関係者協同組合が16.4%を占めている。他方、職員協同組合と消費者協同組合として申告された協同組合の数は多くないという結果になっている。

認可対象である社会的協同組合は、全協同組合数の5.6%を占めている。2017年7月6日を基準に中央政府の25部所より設立認可を受けた709の社会的協同組合のうち、保健福祉部から認可を受けた組合数は170で全体の24%を占め、教育部からは165（23.3%）、雇用労働部からは129（18.2%）の協同組合が認可をうけ、この三つの部所で65.5%を占めている。そして、一般協同組合連合会と社会的協同組合連合会の設立累計数も増加しているという結果になっている。

協同組合設立の増加幅の推移を調べると、全新設協同組合の年度別増加幅は2013年以降

図1 協同組合基本法によって設立された協同組合数と年度別推移



一貫して減少している（図1参照）。一般協同組合の設立は、基本法施行の最初の一年間に最も活発でその後設立組合数は減少する趨勢にあり、特に2015年12月以降大きく減少した。これは2016年、小商工人協同組合支援事業における申請および支援組合数の減少と軌を一にする。他方、社会的協同組合の設立増加幅は、2014年11月以降増加趨勢を示している。社会的協同組合は一般協同組合と異なって、社会的利益を追求するという点で利他的資源を組織化し主務官庁の認可を受けるにあたって時間と努力がより要求されるため、組

合を必要とする領域における設立が一定期間以降に可視化されるように思われる。

市道別の設立分布を詳しくみると、ソウル市が2,864組合で全体の24.6%を占め、その次が京畿道の1,998組合で17.2%を占めている。人口1万人あたりの設立組合数を基準にしてみると、全羅北道、光州市、江原道、済州道の順に人口に対する組合設立数の密度が大きいという結果になった（表2参照）。他方、仁川市、慶尚南道、京畿道等の順に組合設立数の密度が小さいという結果になった³。

企画財政部は、協同組合基本法に立脚し協同組合の実態調査を実施しているが、2013年

表2 協同組合基本法によって設立された協同組合累積数の市道別分布

市道	人口数 (千名)	設立組合数	人口万人あたり 設立組合数
全羅北道	1,805	756	4.19
光州市	1,514	632	4.17
江原道	1,503	626	4.17
済州道	559	187	3.35
大田市	1,540	473	3.07
全羅南道	1,768	543	3.07
ソウル市	9,976	2,864	2.87
忠清北道	1,551	372	2.40
忠清南道	2,132	470	2.20
大邱市	2,475	497	2.01
慶尚北道	2,645	499	1.89
蔚山市	1,116	205	1.84
釜山市	3,445	593	1.72
京畿道	11,937	1,998	1.67
慶尚南道	3,247	425	1.31
仁川市	2,793	304	1.09
計	50,006	11,444	2.29

註：人口数は2012年基準、設立組合数は2017年7月6日基準

資料：韓国統計庁

下半期には同年5月基準の申告受理・認可された1,209の協同組合中、747組合に対して一次実態調査を実施した（企画財政部、2014）。2015年6月頃には、2014年12月末基準で申告受理・認可された6,235の組合を対象に二次実態調査を実施した（イ・チョルソン他、2015）。2015年6月に予備調査において回答が完了した協同組合は5,325組合であり、このうち事業運営中と答えた協同組合は2,957組合で、事業運営率が55.5%に至ると発表された。しかし、売上が発生した組合は1,694組合で回答した組合の31.8%と低いという結果になった⁴。事業者登録後、事業を運営しない協同組合に対してその理由をたずねる設問調査の結果、事業モデルの不備が27.2%、組合員の未充足が14.6%、事業運営資金の不足が14.3%という結果になった。

理事長深層調査に回答した2,257の組合中、新設法人は91.4%であり、法人転換は8.5%であった。法人転換は個人事業者（32.6%）、株式会社（17.1%）、任意団体（15.5%）の順であった。そして、回答した2,257組合中、職員を有する協同組合は935で41.4%を占め、残りは職員がいない協同組合という結果になった。回答した2,243の協同組合の組合あたり組合員数は47.3人で、事業者協同組合の場合、組合員数が10人未満の協同組合が57.1%、10～30人未満が24.8%で、81.9%が小規模の協同組合という結果になった。組合あたり出資金は4,100万ウォン、組合員一人あたり出資金は87万ウォンという結果になった。

3 協同組合設立に対する市道民たちの参与度を把握するためには、組合数よりは組合員数がより正確なものとして判断されるが、統計の不備により組合数で代替した。

4 他方、売上高が5億以上の協同組合も全国的に119組合に達するという結果になった。

企画財政部はこうした実態調査の結果発表とあわせて、いまや協同組合の設立促進よりも運営の内実化に政策の焦点をあてるべきであると示唆している（イ・チョルソン他、2015）。しかしながら、運営の内実化方案のためには次のような深層分析が必要である。すなわち、誰がいかなる目的で協同組合を設立したか、協同組合の初期運営における支障は何であるか、設立された協同組合が協同組合のアイデンティティを維持しているか否か、そして、協同組合が必要とされる領域において協同組合が充分出現しているか、もしそうでないならその理由は何であるか等を把握する必要がある。こうした問題意識の下で基本法によって設立された協同組合の特性を分析する。

Ⅲ. 新設協同組合の特性分析

1. 誰がどのような目的で設立したか

協同組合は設立主体および目的によって、それぞれ、ビジネスモデル、必要な資源、成功条件等が具体的に異なる。有機農食品共同購買消費者協同組合と小事業者協同組合は、ビジネスモデルが互いに大きく異なるほかなく、必要とされる政策的要求事項も異なるだろう。設立された協同組合を誰がいかなる目的で設立したかについて把握するためには、企画財政部の業務指針によって分類された協同組合の類型を参考にできる。

企画財政部の告示事項である『協同組合業務指針』（2012）においては、協同組合を「設

立目的・組合員構成・剰余金利用方式等によって消費者・事業者・職員・多重利害関係者協同組合等の4類型」に区別しており、「事業者協同組合は、事業者の収益創出のための生産品出荷・共同資材購買・共同販売・共同ブランド使用等を」目的とする協同組合として記述されている。そして、「多重利害関係者協同組合は、多様な利害関係者の福利増進等に寄与する行為」を目的とし、「組合員の構成によって生産・消費・職員雇用・ボランティア・後援等、多様な形態が事業の利用としてあらわれうる」と規定されている。

2016年11月末の基準で全国的に設立された10,344の協同組合中、87.0%が事業者協同組合あるいは多重利害関係者協同組合として分類されている（表1参照）。伝統的に、事業者協同組合を最も発展させた主体は農漁民と小商人等であるが、基本法によって設立された協同組合は農漁民や小商人以外に誰が設立するか。そして、多重利害関係者協同組合の類型として申告された協同組合の設立主体はどのような支障を有しているか。こうした疑問に対して答えるため、筆者は、企画財政部が実施した2015年の協同組合実態調査の原データ中、ソウル市の部分を分析した。ソウル市の原データの企画財政部による類型分類結果は次頁表3のとおりである⁵。

筆者はその間、数回にわたって、協同組合の現場実態調査と協同組合の設立代表者および専門家グループのインタビュー等を通じて、大きな比重を占めている事業者協同組合

5 この設問調査データの協同組合類型の分布は、母集団に比して社会的協同組合の比重が大きく多重利害関係者協同組合の比重が小さくあらわれ、事業者協同組合の比重には大きな差異がないようにあらわれた。2016年11月末基準のソウル市の社会的協同組合数は全体の6.6%を占めた。

表3 韓国企画財政部2015年協同組合実態調査時の協同組合の類型（ソウル市）

事業者協同組合	職員協同組合	消費者協同組合	多重利害関係者協同組合	社会的協同組合	合計
350	14	13	47	56	480
72.9%	2.9%	2.7%	9.8%	11.7%	100.0%

と多重利害関係者協同組合が誰によっていかなる目的で設立されたかを確認しようとした⁶。これを通じて一般協同組合の代表的な二つの類型が、小商工人や小企業家がみずからの事業体の競争力向上および所得増進のために設立した小商工人および小企業家の協同組合（チャン・ジョンイク，2014b）、通訳・翻訳家、講師等フリーランサーたちが仕事の共同受注および所得増進のために設立した協同組合（Jang, 2017a）⁷、そして、脆弱階層の支援、地域社会再投資等、地域共同体の増進に寄与する個人組合員中心の協同組合（チャン・ジョンイク，2015）等に再分類できることを確認した。この仮説に立脚し企画財政部の実態調査表に記載された質問項目を活用して事業者協同組合と多重利害関係者協同組合を再分類した結果、表4のような結果を得た⁸。

表4に示されているように、組合員の事業上の支障を解決し所得増進を目標に設立された協同組合は、小商工人および小企業家が設立した協同組合とフリーランサーが設立した協同組合に区別され、ソウル市の場合、小商工人協同組合は全体の39.6%、フリーランサー協同組合は全体の26.9%を占めている。そして、一般協同組合でありながら、組合の主な設立目的として組合員の所得増進ではなく社会的価値の実現を設定している地域共同体増進型協同組合は全体の20%を占めるという結果になった⁹。こうして筆者が再分類した協同組合の類型別組合員の構成と組合の主な設立目的を整理したものが、それぞれ表5と表6である。両表は協同組合の類型に関する筆者の仮説を裏打ちしていると判断できる。小商工人協同組合とフリーランサー協同組合は、個人事業者や法人事業者に対する事業者

6 科学技術者協同組合に対する実態調査と類型再分類の結果についてはチャン・ジョンイク（2015）を、京畿道協同組合の実態調査と類型再分類の結果についてはチャン・ジョンイク他（2016）を、そして、フリーランサー型協同組合の概念と事例についてはJang（2017a）を参照のこと。

7 このようなフリーランサーたちは、自発的な性格の専門的なフリーランサー、IT開発者等と、大企業のアウトソーシング等による非自発的なフリーランサー、経歴断絶女性〔韓国の女性労働力率における根強いM字型曲線をふまえた用語だが、法的には経済活動を中断した女性だけでなく経済活動の経験がなくても就業を希望する女性も含む。韓国で2010年に施行された「経歴断絶女性等の経済活動促進法」参照：訳者〕や引退者たちで構成されたフリーランサー等、大きく三分類しうる。

8 2015年に調査された協同組合の実態調査表によれば、回答した協同組合は、組合員の種類を、事業者である組合員、事業者ではない個人組合員、法人組合員に区別し、各々の数を記録するよう要請されている。そして、組合の主な設立目的をたずねる項目が提示されたが、組合員の収入増加、組合員の雇用安定、組合員の福祉増加、財務投資拡大、事業体の競争力強化、社会的価値の実現等の補記が提示された。社会的価値の実現は、社会革新や地域社会再投資、地域環境保護、障がい者等脆弱階層の支援、暴力等学校問題の解決等が細部の補記事項として提示されている。

9 表4の統計値は、ソウル市で運営中の協同組合に関する数値である。企画財政部の実態調査の京畿道データと同じ基準で分析すると、小商工人・小企業協同組合の比重が50.3%、フリーランサー協同組合が18.0%、地域共同体増進型および消費者協同組合が18.4%、職員協同組合が1.6%、社会的協同組合が11.7%という結果になる（チャン・ジョンイク，2017b）。ソウルと京畿道の数値を平均〔加重平均がなされている：訳者〕すると、小商工人・小企業協同組合の比重は43.8%、フリーランサー協同組合は23.4%、地域共同体増進型および消費者協同組合は19.3%、職員協同組合は1.8%、社会的協同組合は11.7%と把握される。

表4 韓国企画財政部協同組合実態調査ソウル市データの類型再分類における基準と結果

類型	基準	組合数
小商工人協同組合	* 組合員総数中、個人事業者組合員数と法人組合数が事業者ではない個人組合員数よりも多い協同組合 * 組合の主な設立目的が、事業者の競争力強化、組合員の収入増加、組合員の雇用安定等であると答えた協同組合	190 39.6%
フリーランサー協同組合	* 事業者ではない個人組合員数が全組合員において過半数以上を占める協同組合 * 組合の主な設立目的が、組合員の収入増加、組合員の雇用安定、事業者の競争力強化等であると答えた協同組合	129 26.9%
職員協同組合	* 事業者ではない個人組合員数が全組合員数を占め、組合員が協同組合に雇用されている協同組合	9 1.9%
地域共同体増進型協同組合	* 事業者ではない個人組合員が全組合員において過半数以上を占める協同組合 * 組合の主な設立目的が、地域社会貢献等社会的価値の実現、組合員の福祉増進、社会革新や地域社会への再投資、地域環境保護、障がい者等脆弱階層に対する支援、暴力等学校問題の解決等であると答えた協同組合	96 20.0%
社会的協同組合	認可基準	56 11.7%
合 計		480 100.0%

出処：韓国企画財政部協同組合実態調査データ（2014年12月末基準）

表5 ソウルにおける協同組合類型別組合員の特性分布

（無回答標本は除外）

区 分	組合数	組合あたり平均 組合員数（人）	内訳			
			個人事業者	事業者以外の個人	法人	
合 計	480	59.7	8.9	48.8	1.9	
類 型	小商工人	190	25.1	19.9	2.0	3.3
	フリーランサー型	129	42.0	1.8	39.2	0.9
	職員協同組合	9	19.4	0.4	18.3	0.7
	消費者協同組合	7	34.1	0.0	34.0	0.1
	地域共同体増進型	89	90.8	0.5	89.7	0.6
	社会的協同組合	56	177.8	4.1	171.6	2.0

出処：韓国企画財政部『2015年協同組合実態調査』。

表6 ソウルにおける協同組合類型別の主要設立目的

区 分	主な設立目的								
	事例数	組合員の 収入増加	組合員の 雇用安定	組合員の 福祉増進	財務投資 拡大	事業者 競争力強化	社会的 価値実現	その他	
	個	%	%	%	%	%	%	%	
合 計	480	27.0	12.8	6.8	0.6	13.0	38.5	1.4	
類 型	小商工人	190	41.6	5.8	4.7	1.1	24.7	21.6	0.5
	フリーランサー型	129	38.0	29.5	14.7	0.8	10.1	3.9	3.1
	職員協同組合	9	0.0	22.2	11.1	0.0	11.1	55.6	0.0
	消費者協同組合	7	0.0	28.6	14.3	0.0	0.0	57.1	0.0
	地域共同体増進型	89	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	98.9	1.1
	社会的協同組合	56	1.8	14.3	1.8	0.0	0.0	57.1	0.0

出処：韓国企画財政部『2015年協同組合実態調査』。

表7 協同組合実態調査ソウル市データにおける申告された類型と筆者分類による類型の比較

筆者基準による類型	組合数	申告された類型
小商工人協同組合	190	・事業者協同組合 165 ・多重利害関係者協同組合 14 ・消費者協同組合 6 ・職員協同組合 5
フリーランサー型協同組合	129	・事業者協同組合 112 ・多重利害関係者協同組合 17
職員協同組合	9	・職員協同組合 9
地域共同体増進型協同組合／ 消費者協同組合	96	・事業者協同組合 73 ・多重利害関係者協同組合 16 ・消費者協同組合 7
社会的協同組合	56	56
合計	480	480

以外の個人という点において明確に区別される。そして、地域共同体増進型協同組合は、事業者以外の個人が主に設立しながらも社会的目的が非常に強いものとしてあらわれている。

こうして筆者によって再分類された協同組合の類型と申告時に記載された類型を比較してみると表7のようである¹⁰。申告された350の事業者協同組合は、165の小商工人協同組合、112のフリーランサー型協同組合、73のマウル〔＝村落：訳者〕共同体増進型協同組合に区分され、申告された47の多重利害関係者協同組合は、14の小商工人協同組合、17のフリーランサー型協同組合、16のマウル共同体増進型協同組合に分けられるという結果になった。以上の分析結果から、企画財政部による協同組合の類型分類は類似した支障を有する組合員と類似した目的を志向する協同組合を把握するにあたって限界を示していることがわかる。

2. 設立された協同組合は協同組合のアイデンティティーを守っているか

協同組合のアイデンティティーを広義で定義してみると、国際協同組合連盟において発表された協同組合の定義、すなわち、六大価値、四大倫理的価値、七大運営原則であるといえるが（MacPherson, 1996）、狭義では、協同組合の定義にあらわれる相互性（mutuality）と民主性の原則であるといえる。すなわち、協同組合にたずさわる、共通の必要と熱望を有する人びとがそうした必要を充足させるために事業を推進しており、協同組合がそうした人びとによって共同に所有され民主的に運営されるかが核心である。前者は相互性あるいは組合員利用の原則と言い、後者は組合員の民主主義原則である。

相互性の原則は、協同組合所有者の資格を組合事業を共同で利用しようとする人に限って許容することによって、協同組合における

10 こうした観点から京畿道データを分析すると類似の結果となったが、これについての詳細な内容はチャン・ジョンイク他（2016）を参照のこと。

少数の投資者のための利潤追求行為あるいは搾取行為を構造的に制約する機能を発揮する。たとえば、消費者協同組合において財貨とサービスの共同購買あるいは共同利用は原則的に組合員に限定されるべきである。そして、事業者協同組合においては協同組合が販売する財貨とサービスは組合員が生産したものに限定されるべきであり、協同組合が組合員事業を支援する機能は組合員が運営する事業場に限定されるべきである。労働者協同組合の場合、原則的にすべての従業員は組合員であるべきである。米国の協同組合法には、非組合員との取引に対しては株式会社と同一の法人税率を賦課している（チャン・ジョンイク, 2014a）。こうした相互性の原則は、市場で事業を運営するための柔軟性が協同組合に必要とされるようになり一定部分修正されもする。たとえば、非組合員の利用を三分の一あるいは50%未満に許容している場合もある。こうした問題は非常に重要な事案であって、イタリアにおいては2003年に改定された協同組合法において、組合員利用50%未満の協同組合に対しては、相互性が主要目的ではない協同組合として規定し税制上の優遇対象から除外している（Fici, 2013；チャン・ジョンイク, 2017）¹¹。

社会的協同組合は公益性を追求するためこうした相互性の原則が適用されない。協同組合基本法は一般協同組合の場合営利法人として規定し社会的協同組合を非営利法人として規定しているため、第一線の現場において少ない混乱が発生しているが、ここで「非

営利」とは、公益追求および剰余配分の制限を意味する（CICOPA, 2009；チャン・ジョンイク, 2014a）。論者によっては一般協同組合は営利を追求する法人であるため株式会社と異なるところがないと言うが、相互性を追求するという点において株式会社と根本的に異なる。最後に、一般協同組合や社会的協同組合はすべて組合員によって民主的に運営されるべきである。最小限の事項は、総会、代議員会、理事会に組合員がバランスよく参与する構造を有するべきであるという点である。

協同組合申告事項や協同組合実態調査表は、こうした相互性や民主性原則の順守有無に対する項目がないため全般的な順守の有無を評価することが難しい。しかし、筆者の観察と企画財政部協同組合サイトにアップロードされている経営公示資料において把握された情報を通じて、部分的にはあるが次のような三つの点が確認される。第一に、事業者協同組合として登録されている協同組合の場合、協同組合は組合員が生産した財貨とサービスを共同販売したり、協同組合が組合員の事業を共同支援する機能を遂行すべきであるにもかかわらず、協同組合が互いに理事長個人の事業場で生産された財貨とサービスを販売したり、理事長の個人事業モデルを拡張するため協同組合の名で加盟店を募集する場合が少なくない。すなわち、組合員間の協力を通じて共同ビジネスを発展させるよりは、理事長が一人で働き個人事業化される傾向が少なくないが、これは協同組合とは言い難い。これは特に中小企業庁の小商工人協業化事業

11 イタリアで1991年に法的根拠が付与された社会的協同組合は公益を追求する協同組合であるためこうした要件充足の対象から除外された。

の資金支援を受ける協同組合の事例において、時おり発見されているが、これに対する実態調査が必要であると判断される。

第二に、脆弱な階層のためであるか、あるいはそうした名分をたてて、協同組合事業を推進する場合に、脆弱階層を組合員とする方式よりは事業推進者が意志決定権を掌握し、実際には組合員たちは役員として参加しないというケースが発生している。たとえば、出資金42億ウォンに達する某タクシー協同組合はタクシー「運転手」協同組合として知られているが、経営公示資料によれば運転手が組合員である職員協同組合（労働者協同組合）ではなく、多重利害関係者協同組合として登録されている。一人あたり約2,300万ウォンの出資金を納入した156人の運転手は労働者組合員ではない事業者組合員として分類されており、4人の職員組合員と9人の後援者組合員が組合員として登載されている。このうち運転手組合員は、5人で構成された理事会に一人も含まれておらず、すべて後援者組合員として選任されている。こうした協同組合は、タクシー運転手の「ための」協同組合として理解を要求されうるかもしれないが、タクシー運転手に「よる」協同組合と呼ぶことは難しく、こうした便法のために多重利害関係者協同組合の類型が誤用されているという点も問題である¹²。また他の例として、某市の「運転手協同組合」は、タクシー運転手が所有、運営し利益を享受するのみならず、市民のためのタクシーサービスの質の向上および地域発展に寄与する方向で運営されること

を条件に、市庁が保有するタクシー免許権45台の贈与を受け運営されているが、運転手ではない人びとによって理事長と理事会が構成されており職員協同組合ではない事業者協同組合の類型として申告され、理事長は個人事業者組合員として登録されており、運転手たちは意思決定機構から排除されているだけでなく利益配分からも排除されており、労働組合結成をめぐる葛藤がつづいている。

このように、協同組合のアイデンティティに違反する事例が少なくなく発見されるにもかかわらず、協同組合申告時にされた協同組合が記載された協同組合類型の要件を充足しているか否か、申告後に監督がまったくなされていない。企画財政部が2年ごとに実施する運営実態調査の際、このような相互性と民主性が守られているか否かを把握しうる調査項目も発見されておらず、担当主務部所である企画財政部は現在までこれに対するいかなる監督方案も設けていない。

3. 新設協同組合の持続可能性は高いか

協同組合基本法によって設立された協同組合の持続可能性に対する体系的な実態調査や分析文献はまだあらわれていない。企画財政部の2015年実態調査の結果によれば、2014年末基準で事業運営率は55.5%、売上が発生する組合の比率は31.8%となる。売上が発生する組合の平均売上高は2014年に2,100万ウォンであり、平均出資金額は4,100万ウォンに過ぎない水準で、平均的数値を通じて持続可能性を評価するにはまだ早いといえる。企画

12 筆者は多重利害関係者協同組合は社会的協同組合の一属性であるのみで、独自の協同組合の類型として定立されるのは難しいと主張したことがある。これについての詳細な内容についてはチャン・ジョンイク（2015）を参照のこと。

財政部の実態調査の結果のうち組合の理事長に対する質問で、協同組合の目的達成程度についての自己評価の結果を類型別に整理してみると、小商工人協同組合の自己評価点数がもっとも低く社会的協同組合の自己評価点数がもっとも高くなっている。地域共同体増進型協同組合が社会的協同組合に次いで高い。この結果から、全協同組合中でもっとも大きい比重を占めている小商工人協同組合とフリーランサー協同組合が持続可能性の側面で相対的に小さい方であるという点を推論してみることができる。

協同組合の実践家と政策担当者および研究者にとって、もっとも重要な関心のうちの一つが協同組合の持続可能性を高める条件に関することだが、その間の研究結果によれば、協同組合に対する需要を高めるのに寄与する市場の失敗あるいは市場の不完全性等による、組合員の支障要因の程度（Hansmann, 1997）、ビジネスモデル（事業戦略）、リーダーの力量、核心組合員間の交流および協力の強度、目標と成果を重視する規則等が重要である（Laidlaw, 1980；Ignacio and Macleod, 2010；Choukroun, 2013；チャン・ジョンイ

ク2014a）。その間、企画財政部によって公式的に二度にわたってなされた協同組合の実態調査はこうした変数を反映しておらず、持続可能性に影響をおよぼす条件について実証分析をすることが困難であるようにみえる。

筆者がみるに、小商工人および小企業家の協同組合とフリーランサー協同組合は、労働者協同組合や社会的協同組合に比して、成功条件研究に関する既存文献が顕著に不備であり、現場や支援組織においてビジネスモデルや組織発展戦略の樹立において少なくない支障を経験したものと推定される。特に規模の経済が非常に重要なチェーン型事業者協同組合やプラットフォーム型フリーランサー協同組合と、組合員間の緊密な協力が非常に重要な融複合型事業者協同組合や協業型フリーランサー協同組合は、ビジネスモデルと組織発展戦略が異なるため、これの実践と研究に関する産学連携協力が要求されるものとみられる（チャン・ジョンイク, 2014a；チャン・ジョンイク, 2016）。過去一世紀半の協同組合の歴史をふりかえってみると、数多くの成功と失敗の事例を反復するなか成功モデルの複製と同一類型間の事業協力を通じて協同組合が発展してきたことがわかる（Birchall, 2011；チャン・ジョンイク, 2017）。そうした点において、韓国で設立された数多くの協同組合中において同一類型における成功モデルの登場と模倣は、協同組合セクター全体の持続可能性を高めるものと推論できる。

表8 協同組合の目的達成程度に対する自己評価点数の類型別平均（韓国企画財政部実態調査のソウル市データ）

協同組合類型（組合数）	平均点数
小商工人協同組合（190）	48
フリーランサー協同組合（129）	50
地域共同体協同組合（89）	56
社会的協同組合（56）	61

資料：イ・チョルソン他（2015）から再加工

4. 協同組合の必要性が高い領域において協同組合は充分にあらわれているか

協同組合に関する組織経済学的な研究結果によれば、協同組合は独寡占、資産特定の取引関係、情報の非対称性等、市場の失敗の状況が大きい領域において発生する可能性が高いと推論される（Hansmann, 1997；チャン・ジョンイク, 2014a）。企画財政部と保健社会研究院による協同組合基本法施行にしたがった設立展望によれば、ケア、育児、特殊雇用〔非正規雇用の一種：訳者〕、自活〔self-support：訳者〕領域等において社会的協同組合が主に設立されるものと提示されているが（イ・チョルソン他, 2012）、こうした予測は協同組合需要に関する理論的分析の結果とつながるため自然に受容された。筆者も情報の非対称性の問題が相当にある医療、育児、老人ケア、自動車整備、引越しサービス分野、業務の同質性が高く労働者協同組合の組織運営費用が低い分野、すなわち、マウル〔村落：訳者〕バス、タクシー、宅配サービス等において協同組合の設立が活発であるものと予測した（チャン・ジョンイク, 2012）。

しかしながら、これまでみたように、小商人とフリーランサーの活動する多様な分野において最も多数の協同組合が設立された。老人ケア、タクシー、クイックサービス〔バイクや自転車による速達サービス：訳者〕、代理運転、引越しサービス等、脆弱階層が働く分野においては、協同組合の設立が相対的に低調なものとなっていると判断される¹³。

タクシーの場合も前節でみたように運転手たちが主体的に設立するよりも客体化された事例が大部分である。このように予測が外れたのは、協同組合に対する客観的な需要に比して主体的な力量に対する深度ある分析が欠如したからであると判断される。タクシー運転手、ケアワーカー、クイックサービス者等、諸主体の力量が非常に脆弱な状況下においては、市場の問題点が非常に大きいとしても協同組合の出現が可視化されないことがありうる。

また、韓国の協同組合の生態系が、すべての部門の協同組合の傘組織であるといい得る協同組合総連盟を通じた強い連帯の力量を有するイタリアやカナダのケベック等と異なり、農協、信協等、部門別連合会構造中心になりたっているという点に対する深度ある認識が不足していた。こうした部門別連合会の構造下においては、既存諸協同組合の連帯の範囲が部門内の利害関係に限定される傾向が強いため、社会的需要が大きいが主体の力量が非常に脆弱な領域に関して、協同組合創業に対する支援が欠乏する他ない。もし公共領域や非営利セクターにおいてこうした支援プログラムを運営しないなら、こうした領域における協同組合は過少に出現する他ない。

13 こうした判断の根拠は、企画財政部協同組合サイトに登録された協同組合に関する筆者の観察および企画財政部が毎年刊行している協同組合優秀事例集に登録された協同組合の内容等に基づいているが、これに対する体系的な実証的根拠を確保するために追って体系的な調査が必要であるようにみえる。これを指摘した匿名の審査者に感謝する。

IV. 政策的含意¹⁴

1. 協同組合類型の再定立と類型別ビジネスモデルの開発研究および実践

前章において筆者は、政府の協同組合類型化基準が現段階の韓国の特殊性を十分に反映しえていないことを確認した。それゆえ、既存の類型分類を伝統的な事業者協同組合、フリーランサー協同組合、労働者協同組合、消費者協同組合、地域共同体増進型協同組合、社会的協同組合等に再設定する必要がある。既存の類型分類において多重利害関係者協同組合類型を削除してフリーランサー協同組合を追究することを提案した。多重利害関係者組合員構造は社会的協同組合の一特性として理解する必要があるという点において（CICOPA, 2009）、一般協同組合のすべての類型に多重利害関係者組合員構造を適用できると言う政府の観点を再考する必要がある。

そして、もう一つの問題は地域共同体増進型協同組合を一般協同組合の一類型として設定すべきであるのかという問題であるが、表6で確認したように地域共同体増進型協同組合は、脆弱階層に対する支援や社会的信頼の向上等、非金銭的価値を重視するため、社会的協同組合に分類することがより合理的であるものと判断される。地域共同体増進型協同組合が社会的協同組合とみなされるにもかかわらず、認可を申請せず一般協同組合として申告された理由を協同組合実態調査において多角的に分析する必要がある。特に社会的協

同組合の無配当規定を総利益の三分の一の範囲内の制限的配当に緩和する必要があるのか否か、または認可過程の硬直性があるのか否か、確認する必要がある。

そして、こうした類型別協同組合のビジネス成長を促進させる支援体制が造成される必要がある。5人さえ集まれば協同組合を設立可能で、組合員5人の協同組合や組合員100人の協同組合を同一にとりあつかう現在の政策支援プログラムでは、政策的効果が小さくなるほかない〔現在の政策支援プログラムが対象協同組合の事業規模にかかわらず一律であるために、政策的効果が十分に得られていないという意味：訳者〕。そして、協同組合の設立促進に必要な支援力量および支援組織形態と、成長促進に必要な支援力量および支援組織形態は、互いに異なるべきであるという点を認識する必要がある。前者は協同組合法等、制度と設立政策に関する一般的な知識と力量を必要とする一方、後者は該当業種に特化され専門化された経営知識と協同組合の原理を事業および経営に反映させる実践的力量が要求される。また、設立支援組織形態は基礎教育および法律相談等を担当するため官主導で容易に形成されうるが、ビジネス成長支援のための組織形態は専門性と柔軟性が要求される民間組織形態が非常に望ましい。

少なくとも国においてこれを連合会が担当するが、連合会が構築されるまでは非営利支援専門組織が担当し得る。米国やヨーロッパにおいて各種非営利財団や大学の社会支援パ

14 企画財政部は2013年12月に第一次協同組合基本計画を、2017年1月に第二次協同組合基本計画を発表したが（www.coop.go.kr）、本章で提示する政策的含意は、こうした基本計画にまったく反映されていないか、疎かに取り扱われたと判断された諸内容である。

ートがこうした役割を担当したりもするが、該当分野のビジネス専門家が結合して分野別ミッションを担っている行政部の部所と地方自治団体の作業部署が協力して支援する方案も望ましい。すなわち、現在の地域別協同組合設立支援体制あるいは中間支援組織中心で分野別ビジネス専門家と協同組合リーダー等が学習し連携して、公共部門と協力し、ネットワークを構築するにあたって寄与する類型別協同組合のスケールアッププロジェクトチームに転換する必要がある。このプロジェクトチームが、設立主体と目的、ビジネスモデルが類似する協同組合同士の成功したモデルをつくりだし、これを複製して拡散するプラットフォームの役割をする必要がある。

2. 協同組合のアイデンティティーを確立する監督体制の用意

前章で詳細に言及したように、設立された協同組合が相互性と民主性を守っているか否かをモニタリングし監督する体制を設ける必要がある。まず、2年ごとに実施されている協同組合実態調査の主要な目的の一つが協同組合のアイデンティティーがどれほど維持されているのか否かを確認するものであるべきである。そして、こうした相互性と民主性を守る協同組合とそうでない協同組合を区別して前者に対する税制上、政策上の恩恵を与える必要があり、後者に対しては制裁を与える必要がある。

イタリアでは1948年、憲法において協同組合の社会的機能を重視したため、協同組合がこうした社会的機能を遂行しているか否か監督することが必要で、これに対する法的な規

制が設けられた。協同組合に対する監視を、総連盟所属協同組合は総連盟が、その他協同組合は地方自治体が、2年ごとになすよう明示されている。主に協同組合の相互性が遵守されているか否かを調査するものであるが、組合員資格要件の充足有無、協同組合運営における組合員の参加有無、利潤配分目的の事業追究有無等が確認される。問題はこうした監督の効果的な実行方案の工面であるが、税制および政策上の支援対象の協同組合を中心に民間次元の監視がなされるようにし、こうした監視機関の資質と実行に対して専門家と政府が監督する委任型監督実行方案も考慮される必要がある。

そして、現在、企画財政部は協同組合標準定款例と協同組合業務指針を告示しており、この運営と関連した協同組合の政府公式サイト (www.coop.go.kr) を運営している。他方、民間陣営の協同組合実践知性が蓄積され拡散されるプラットフォームはまだ現れていない。協同組合のアイデンティティーが維持されながら多様な領域と条件下において創意的な定款と規則がつけられ、このような多様な事例を協同組合セクター内で共有させる集団知性を促進し運営力量が蓄積される方向で支援システムを構築する方案をつくる必要がある。そうした点において、政府統制型協同組合政策の遺物である標準定款例を廃止し、創意的な定款および規則を収集し共有する民間プラットフォームを支援することを提案する。

最後に、相互性および民主性とほぼ対等に重要である協同組合の価値が連帯性であるという点に照らしてみると、自分たちの協同組合の組織範囲を超える人々との連帯のため

に剰余を使用する協同組合に対しては、該当部分に対して税金を免税する制度を導入する必要がある。すでに一部の協同組合は剰余が発生しこれに対する法人税を一般企業同様に納入しているが、協同組合連帯基金を造成しこれに出捐する協同組合に対して該当する金額だけ法人税を免税する制度を導入して、協同組合セクター内に連帯性を通じた自立が促進されるようにする必要がある。

3. 市民社会セクターと中央および地方政府とのパートナーシップを通じた協同組合の企画創業

前章で叙述したように韓国の協同組合セクターが総連盟組織構造を欠如しているため、潜在的組合員たちの主体的力量が脆弱な分野においては協同組合の出現が期待に及びえないことがありうる¹⁵。イタリア、ドイツ、カナダのケベック、モンドラゴン地域等においては、協同組合総連盟が新しい領域において必要とされる協同組合を企画創業し設立を支援している。タクシー、宅配、クイックサービス、代理運転、ケアワーカー等の分野において、協同組合の企画創業のための調査、潜在的な組合員リーダーの力量を涵養するための教育、組合員組織化等の公共財機能を担当する専門的なプロジェクトチームの出現を促進する政策的支援法案を設計する必要がある。こうしたプロジェクトを通じて、政府部所の事業担当部署と地方自治団体間の協力が促進される契機となり、雇用の質改善のため

の労働運動組織および市民組織の役割が新しく始動されるのみならず民官協力が始動される契機になる方向に設計され執行される革新が実現されることを期待する。

社会的経済セクターにおいて社会的企業は雇用労働部が担当し協同組合は企画財政部が担当する方式で中央部所を分ける理由はない。ミッション中心の政府部所が自己のミッションを効果的に達成するための革新的な法案として、協同組合を活用して市民社会組織との協力が強化されるように政策的革新が実現される必要がある。たとえば、雇用労働部は雇用の質向上のためのフリーランサー協同組合の活性化、保健福祉部は社会サービス伝達方式の効果向上および雇用の質向上のためのケアおよび医療協同組合の活性化、国土交通部は各種運輸分野協同組合および住宅協同組合の活性化のための事業を開発して市民社会組織とパートナーシップを通じて執行が実現される必要がある。

V. 結論

本研究は、協同組合法と制度の改善によって非常に多くの市民たちの反応を呼び起こした協同組合基本法によって設立された協同組合の特性を分析して、政策的含意の導出を試みた。協同組合基本法施行一年間で3,000あまりの協同組合の設立から施行四年目には2,000あまりの協同組合の設立水準へと減少しはしたが、市民たちの協同組合設立の熱気は持続しているという点が確認された。そして、一

15 チャン・ジョンイク（2012）は、協同組合基本法制定以降の協同組合セクターの三つの課題を提示したが、協同組合間の地域次元の協力課題を過度に強調して、業種別、類型別事業連合およびコンソーシアムの必要性を看過した側面があり、基本法時代に総連盟の不在により新規分野において新しい種類の協同組合の設立を支援する体制が構築されない状況において、いかなる支援システムを構築すべきかの問題意識が不十分であった。

一般協同組合の設立数は施行4年目から大きく減少した一方、社会的協同組合の設立数はむしろ増加趨勢をみせているという点も注視すべき項目である。

そして、設立された協同組合の設立主体と目的、協同組合のアイデンティティーの順守有無等を確認するために、企画財政部の実態調査の結果のうちソウル市原データと経営公示資料等を分析した結果、いくつか重要な事項を確認した。

第一に、ソウル市と京畿道の実態調査の結果を基準にみると、事業運営中である協同組合の44%程度は小商工人や小企業の設立した共同購買・共同販売あるいは融複合型事業者協同組合であり、23%程度は専門的フリーランサー、非自発的フリーランサー、経歴断絶女性あるいは早期引退者等、フリーランサーたちの仕事の共同受注および協業のための協同組合であった。そして、脆弱階層に対する社会サービス支援、地域社会貢献等の目的で認可された社会的協同組合が全体の12%程度を占めている一方、主にマウル住民たちが公益を目的として設立し一般協同組合として申告した協同組合の比重が約19%を占めていた。筆者は後者を地域共同体増進型協同組合と呼んだ。そして労働者協同組合や伝統的消費者協同組合の比重は非常に低くあらわれた〔この段落については註8を参照：訳者〕。

第二に、協同組合の相互性と民主性原則を遵守しない事例が持続的に観察されているにもかかわらず、これに対する体系的な調査がなされておらず相互性の順守を促進するための税制上の恩恵や政策的支援体系がつけられていない。また、多重利害関係者協同組合の

類型が民主性を無力化させる方向で悪用される事例が発見されており、営利と非営利の概念上の混同も続いているという点が確認された。

第三に、設立された協同組合中において社会的協同組合の持続可能性が相対的に高いものとして評価されるが、大多数の一般協同組合において、設立後、ビジネス成長のためのモデルが可視化されておらず、政策的支援体系も非常に不十分であると評価された。

最後に、市場の失敗あるいは市場の不完全性が大きい領域あるいは脆弱階層の雇用分野における協同組合は期待したほど出現していなかったものと分析された。

こうした分析結果に基づいて本論文はいくつかの政策的含意を導出した。第一に、多重利害関係者協同組合の類型を削除してフリーランサー協同組合を導入すること、社会的協同組合の剰余配分禁止条項の緩和等、認可要件の緩和を検討すること、類型別協同組合のスケールアップ支援プログラムを民官協力原理に立脚して構築すること等を提案した。第二に、協同組合の相互性と民主性というアイデンティティーに対する監督体制を至急設けること、民間領域における協同組合運営の創意性を促進するため標準定款例を廃止し民間プラットフォームの設立と運営を支援すること、協同組合の連帯性を促進するための協同組合連帯基金を造成する協同組合に対し法人税免除・減免プログラムの導入を提案した。最後に、韓国の協同組合セクターでは協同組合総連盟構造が欠如しているため、脆弱な分野での協同組合の過少出現問題を解決するため市民社会セクターとミッション中心別政府

部所および地方政府とのパートナーシップを通じて協同組合企画創業プログラムの導入を提案した。

本論文は、新設協同組合の特性と問題点に対する観察と制限的な二次的設問調査データ分析等に基づいた分析結果であるため、体系的な分析面で限界を有している。そのため、今後、新設協同組合の特性と問題点をより体系的に分析するために、企画財政部が実施する実態調査の設計の科学性と理論性を大幅に強化して学問的分析目的に限ってデータの公開が必要であるという点を強調する。また、類型別ビジネスモデルの成功と失敗に関する研究、組合員の価値民主主義の力量涵養形成過程に関する研究、協同組合供給生態系に関する研究等がより細部的になされる必要がある。

[訳者注] 翻訳に際して、図表および本文中の数値の一部を改訂した。

参考文献

1. カン・チョルフィ、イ・ジョンファ、ピョン・チャンフン「協同組合初期安定化寄与要因に関する研究：韓国タクシー協同組合の事例分析」、『韓国協同組合研究』、34（2）、2016、pp.27-63.
2. クォン・ソンムン、キム・リヨン、ヤン・グァンシク「協同組合活性化地域の空間的特性の分析」、『韓国地域開発学界誌』、28（2）、2016、pp.173-194.
3. 企画財政部『協同組合 業務指針』、企画財政部、2012
4. 企画財政部『2013年 協同組合 実態調査』、企画財政部、保健社会研究院、2014
5. キム・ランス「協同組合基本法施行以後における住宅協同組合による住宅供給の成果と課題」、『韓国協同組合研究』、33（1）、2015、pp.29-47.
6. キム・ボクテ、イ・ゲマン、パク・ボムジュン「社会的経済組織のネットワーク力量が組織の成果におよぼす影響についての研究：韓国の協同組合を中心に」、『2016 韓国政策学会 春季学術大会 資料集』、2016、pp. 1-19.
7. パク・サンソン、イ・ムニ、イ・チュンギョム「協同組合と供給網の協力」、『韓国生産管理學界誌』、26（3）、2015、pp.351-374.
8. シン・ミョンホ、イ・アルム「原州地域協同組合の生成と持続可能性に影響をおよぼす要因：社会的資本の観点からみたネットワークの効用」、『精神文化研究』、36（4）、2013、pp.31-58.
9. オ・ハナ、ペ・ジョンファン「共同育児保育のための協同組合活性化：ソウル京畿地域協同組合の事例研究を中心に」、『韓国比較政府学報』、17（2）、2013、pp.193-220.
10. イ・チョルソン、クォン・ソイル、ナム・サンホ他『協同組合基本法関連現況調査研究』、2012、企画財政部、韓国保健社会研究院
11. イ・チョルソン、キム・ランス、キム・ヨンラン、ファン・ヂュヌク、ナム・サンホ、イム・ソンウン『2015年 協同組合 実態調査』、企画財政部、韓国保健社会研究院、2015
12. イム・ヂュニョン「光州広域市における休眠中の協同組合の失敗原因と再起のための先行課題」、『地域開発研究』、47（2）、2015、pp. 1-24.
13. チャン・ジョンイク「イタリア協同組合セクターの現状と特徴：イタリアはどのようにビックビジネスに成功したか」、未刊行原稿、2017a
14. チャン・ジョンイク「協同組合活性化のための制度および政策分析と改善方案」、『生協評論』27号、2017b、pp.41-56.
15. チャン・ジョンイク『京畿道 小商工人協同組合 活性化方案』、京畿道議会 社会的経済活性化フォーラム、2016.11.
16. チャン・ジョンイク「協同組合の類型化の分析：科学技術分野の新設協同組合の事例を中心に」、『韓国協同組合研究』、33（2）、2015、pp.79-98.
17. チャン・ジョンイク『協同組合のビジネス戦略：概念、ビジネスモデル、事例』、トンハ、2014a.
18. チャン・ジョンイク「事業者協同組合の発展可能性の分析」、『韓国協同組合研究』、32（3）、2014b、pp.179-198.
19. チャン・ジョンイク「協同組合基本法制定以後における韓国協同組合の役割と課題」、『動向と展望』、86、2012、pp.289-320.
20. ハン・シンガップ「協同組合の組織生態学：混種性の空間、混種性の時間」、『韓国社会学』、50（2）、2016、pp.165-198.
21. Birchall, J., "People - Centered Businesses : Cooperatives, Mutuals and the Idea of Membership", Houndmills, UK : Palgrave Macmillan, 2011 (チャン・スングォン他訳『人間中心のビジネス、協同組合』、ハウルアカデミー、2012)
22. Choukroun, M., "Le Commerce Associé : Entreprendre Autrement Pour Réussir", Dunod, Paris, 2013 (シン・ジェミン訳『フランス商業協同組合』、小商工人市場振興公団、2016)
23. CICOPA, "The World Standards of Social Cooperatives", 2009.
24. Fici, A., 'Chapter Italy', In Cracogna, Fici, Henry (eds), "International Handbook of Cooperative Law", Berlin : Springer, 2013.

25. Hansmann, H., "The Ownership of Enterprise", Cambridge, Massachusetts: Harvard University Press, 1996.
26. Ignacio, I. and G. Macleod, "32 Claves Empresariales de Mondragon", 2010 (ソン・ソンホ訳『モンドラゴンはいかにして二匹のウサギをつかまえたか: 協同組合の価値とビジネスのすべてをつかんだ企業経営成功の32の鍵』、チャッカチェッカゲ、2016)
27. Jang, J., 'The Emergence of Freelancer Cooperatives in South Korea', "Annals of Public and Cooperative Economics", 88 (1), 2017a, pp.75-89.
28. Jang, J., 'The Development of Social Economy in South Korea: Focusing on the Role of the State and Civil Society', VOLUNTAS: International Journal of Voluntary and Nonprofit Organizations, 2017b (online first).
29. Macpherson, I., "Cooperative Principles for the 21st Century", Geneva, International Cooperative Alliance (チャン・ジョンイク、キム・シニャン訳『成功する協同組合の七つの原則』、(社)韓国協同組合研究所、2001).
30. Zamagni, V., 'Interpreting the roles and economic importance of cooperative enterprises in a historical perspective', "Journal of Entrepreneurial and Organizational Diversity", 1 (1), 2012, pp.21-36.

解題

韓国においては、2012年12月に協同組合基本法が施行されて以来、当該法にもとづく協同組合の設立が相次いだ。チャン・ジョンイク論文が紹介しているように、施行後約4年ののちの2016年11月時点で、すでに設立組合数が10,000件を超過している。年次ごとの増加のペースは落ちてきているものの、それでも2015~16年の1年間だけで2,000を超える組合が設立されている。量的な増加という点では顕著な成果を挙げつつある協同組合事業に関して、この論文では、事業の内容(事業内容の再分類、協同組合原則の遵守程度など)に着目して質的な評価を与えている。法律が整備されて5年が経過した現段階において、この間の事業展開を客観的に評価するうえで、この論文の指摘は重要であると考えられる。

チャン・ジョンイク論文では、2015年に実施された「協同組合実態調査」のデータが利用されている。協同組合基本法では、協同組合の活動現況・資金・人力および経営などに関する実態把握のために2年ごとに実態調査を実施・公表することが定められている(第11条第6項)。これが「協同組合実態調査」であり、2015年には第2回目の調査が実施されている。本誌第74号(2017年3月)には、キム・ランス「2015年協同組合実態調査レビュー」が掲載されているので、参照していただきたい。チャン・ジョンイク論文では、この調査結果のうちソウル地区の原データが利用されている。

ところで、OECD諸国の中であって、韓国では、全就業者数に占める自営業者数の比率が高い。2015年基準でOECD諸国平均14.8%(日本の数値は8.5%)に対して、韓国のそれは21.4%である。そして、韓国の場合、70%強は雇用のない自営業者である(「ハンギョレ新聞」2017年7月21日付)。自営業者の多くは零細な生計維持型の事業者であり、正規労働者よりも所得水準が低い(朴昌明2013)。1960年代以降、自営業者のうち農林漁業就業者比率は急減したのに対して、都市自営業者比率は増加している。とくに、1997年アジア経済危機を契機に雇用調整が強行され、失業率が増加して労働力市場の流動化が進展した。その過程で、正規賃金労働者から零細自営業者への転換が進んだ。この間に、非正規賃金労働者も増加していった(有田伸2007)。

チャン・ジョンイク論文においては、行政による協同組合分類を組みなおして、事業内容の観点から「小商人協同組合」「フリーランサー協同組合」「職員協同組合」「地域共同体推進型協同組合」「社会的協同組合」という類型化を行っている。そして、協同組合原則の観点から、韓国の都市部における協同組合事業の現況に対して批判的な分析がなされている。都市部においては、自営業者、フリーランサーあるいはチャン・ジョンイク論文が指摘している「脆弱階層」がみずからを組織化することによって市場における交渉力を確保することが協同組合の本来の役割であろう。その役割を協同組合が、協同組合原則にのっとり実際に担っているのか、「脆弱階層」はみずからの必要に応じて協同組合を設立・運営することができているのか、そして、政策的にはどのような対応策が必要なのか、という視点からの分析は、上で述べたように流動性・不安定性の高い韓国労働力市場の現況を鑑みた時に、極めて重要であると考えられる。労働力市場の流動化が進行している日本にとっても重要な分析である。

最後に、執筆者について簡単に紹介したい。チャン・ジョンイク氏は、延世大学卒業・同大学院修士課程修了後、1988年から農民運動団体である全国農民会総連盟に加わって政策室長などを務められた。1994年には韓国協同組合研究所設立にあたって初代事務局長に、その後所長に就かれている。ミズーリ州立大学留学を経て(応用経済学博士)、2012年に韓神大学に助教授として就任。現在同大学教授である。「韓国協同組合研究」編集委員長、企画財政部協同組合政策審議会委員、iCOOP協同組合研究所研究委員などとしても活動されている。

(文責: 松本武祝)

解題参考文献

- ・有田伸「職業移動を通じてみる韓国の都市自営業層－経済危機後の変化の考察を中心に－」奥田聡編『経済危機後の韓国－成熟期に向けての社会・経済的課題－』アジア経済研究所、2007年
- ・朴昌明「韓国の自営業労働市場に関する一考察」『駿河台法学』第26巻第2号、2013年